未来を彩る花の郷づくり事業補助金事前相談について

和歌山県では、地域住民が自分たちのまちに愛着を持ち、地域活性化を図ることを目的として、景観資産となる樹木の植栽に取り組む活動等に対し、補助を行っています。

令和3年度に、この事業へ応募を検討されている団体を対象に、事前相談を実施します。

事業について

令和2年度から創設された事業で、地域活性化を目的とした花の名所づくりを支援します。将来、景観資産となるような樹木の植栽など、以下の取り組みに対し補助します。

なお、この事業における樹木とは、原則として「和歌山県郷土樹種使用指針」に規定する郷土樹種のうち、花の咲く木や紅葉する木などです。

① 植樹事業

»将来人々が観賞に訪れるような眺望を創り、景観資産となる樹木の 植栽

【対象経費の例】

苗木や支柱、肥料、防護ネット等の購入費、植栽用地の整備に係る費用など

② 環境整備事業

»樹木の観賞に訪れる人の増加を目的とした環境整備

(この場合の樹木とは、この環境整備事業を実施する際に植栽する樹木 又は過去にこの補助金を活用して植栽された樹木で花が咲く、紅葉す るなど観賞の用に供する程度に生育しているものに限ります。)

【対象経費の例】

案内掲示板の設置費用、簡易な駐車場や歩道の整備に係る費用など

③ 交流推進事業

»上記植樹事業で樹木を植栽するに当たり、人々がその樹木に愛着を 持って継続的に育成管理に関与することを目的としたイベントの開催 【対象経費の例】

イベント開催時に使用する備品のレンタル料など

補助対象者の要件

市町村及び県内に事業所を有する法人その他の団体(自治会等も可)で、補助事業完了後も責任を持って継続的に樹木の育成管理を行える団体。

補助率等

»補助率:10/10以内

»補助上限額 : 200万円

ただし、交流推進事業については、植樹事業の補助金の交付額の1/2の 額を上限とします。

事前相談について

令和3年度に、この補助金の活用を検討される団体を対象に、事前相談を 受け付けます。

事前相談では、県が事業実施予定地を現地確認し、必要に応じ計画内容 や樹木の育成に関する助言をいたします。事前相談を希望する場合は、 必要書類(2部)を、事業実施予定場所を所管する振興局企画産業課 (裏面に記載)に提出してください。

事前相談申込期間:令和3年1月18日(月)~3月12日(金)

※詳しくは、和歌山県地域政策課ホームページに 掲載している「令和3年度未来を彩る花の郷づくり事業 に係る事前相談申込要項」をご覧ください。

事業の募集について

- 今回は事前相談の募集であり、補助金の公募とは異なりますのでご 注意ください。
- ・ 令和3年度事業については、令和3年度予算の成立が前提です。なお、 予算が成立した場合、令和3年4月頃公募予定です。
- 補助金の詳細や公募については、地域政策課ホームページに掲載している「未来を彩る花の郷づくり事業補助金交付要綱」、「未来を彩る花の郷づくり事業公募等実施要領」をご覧ください。
- 事前相談を受けても、令和3年度事業の採択が保証されるものではありません。また、事前相談において県が行った助言を基に策定した計画で応募を行った場合も同様です。
- ・令和2年度に実施した事業と要綱、要領が一部改正されております のでご留意ください。

問い合わせ先

お問い合わせは、和歌山県地域政策課 地域支援班

電話: 073-441-2371 メール: e0202001@pref.wakayama.lg.jp HP: https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020200/index.html

または各振興局企画産業課

海 草振興局: 073-441-3372 和歌山市小松原通1丁目1番地

那 賀振興局: 0736-61-0012 岩出市高塚209

伊 都振興局: 0736-33-4909 橋本市市脇4丁目5番8号

有 田振興局:0737-64-1286 有田郡湯浅町湯浅2355-1

日 高振興局: 0738-24-2911 御坊市湯川町財部651

西牟婁振興局: 0739-26-7947 田辺市朝日ヶ丘23-1

東牟婁振興局: 0735-21-9649 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

